

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年5月10日

横浜市契約事務受任者  
医療局長 原田 浩一郎

1 契約の概要

横浜市動物愛護センターの給水屋外配管が破損し、漏水が発生したため、漏水を止める修理を実施。

2 履行(納品)場所

横浜市動物愛護センター

3 契約日

令和5年4月24日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月24日

5 契約金額

29,700円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称:株式会社 司工事

所在地:横浜市保土ヶ谷区上菅田町1312

代表者職氏名:代表取締役 清田 真弘

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給水屋外配管が破損したが、破損箇所のみを止める止水弁がないため、施設全体の止水弁を閉めた結果、市民利用部分も含めて全館の水道が使用できなくなった。市民利用施設であり、かつ、動物を飼育しているため、水道を長時間止めておくことができないので、大至急修理をする必要があった。

8 契約の相手方の選定理由

登録業者の中で、4者に緊急対応を打診し、最も早く対応できる業者で、当センターの水道設備を扱ったことのある業者。

9 所管課

医療局動物愛護センター